

第3章 計画の基本的な考え方

1

基本理念

今日の地域福祉を取り巻く環境は、人口減少、地域社会や経済活動の担い手不足等の社会環境の急速な変化に伴い、地域でのつながりの希薄化や人々の価値観およびライフスタイルの変化などを背景に、福祉ニーズが多様化しており、地域で課題を解決していくためには、住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現が求められております。

そのような中で、第2次計画では、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、住民一人ひとりが支えたり、支えられたりの「おたがいさま」の心をもって、地域づくりに参加することを基本理念に掲げていますが、新たな計画においてもその内容を踏襲し、既存の福祉施策のさらなる充実とともに、お互いの多様性を認め合い、お互いを思いやる福祉教育、悲しんでいる人、苦しんでいる人たちを助け合う福祉活動の推進を図ります。

また、一人ひとりが役割を持ち、地域や福祉への関心を高め、つながり、支え合うことで、住民が主役となって共に生きる「誰一人取り残さない地域共生社会の実現」を目指していきます。

スローガン

共につながり生きていく

孤立をつくらない地域づくり

2

基本目標

基本理念の実現に向けて、基本視点に沿って4つの基本目標を掲げます。

1 思いやりの心と福祉を支える人づくり

安心して幸せに生活していくためには、地域福祉を支える様々な「人の力」が必要です。地域の子どもや高齢者までを対象に、ボランティア活動等に参加できるような動機づけや方策等を検討し、積極的に社会活動に参加できる人づくりを進めます。

2 安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、時代の流れや住民ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、福祉サービスを必要とする町民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

3 住み続けたいと思える生活環境づくり

暮らしの安全に対する意識を高めながら、交通事故や犯罪、近年増えている自然災害等から命や財産を守る対策を進める等、安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、高齢者、障がい者に関係する施策、虐待防止、成年後見等の人権に配慮した制度の理解づくり、利用促進を図ります。

4 支え合い・助け合う関係づくり

住民、行政、自治組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等、地域のあらゆる人々が地域福祉推進の担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことができるよう、担い手育成や、組織的な活動への支援を行い、地域の中で支え合う関係づくりを進めます。

3

計画の体系

基本理念

スローガン

共につながり生きていく 孤独をつくらない地域づくり

基本的な視点

※市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

包括的な支援体制の整備に関する事項

基本目標

1 思いやりの心と福祉を支える人づくり

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 社会福祉分野及び地域活動の担い手となる人材育成
- (3) ボランティア等の社会福祉活動支援

2 安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり

- (1) 地域の居場所・活躍の場づくり
- (2) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

3 住み続けたいと思える生活環境づくり

- (1) 地域住民に対する相談支援体制の整備
- (2) 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立
- (3) 権利擁護や成年後見制度の推進
- (4) 防犯・防災に強いまちづくりの推進

4 支え合い・助け合う関係づくり

- (1) 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進
- (2) 見守り・支援体制の充実
- (3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

4

施策体系

基本目標１ 思いやりの心と福祉を支える人づくり	
施策 １	福祉意識の醸成
	①インクルーシブ理念と福祉意識の啓発 ②保健福祉に関する学びの場の提供 ③福祉教育等の推進 ④人権教育及び人権啓発活動の推進
施策 ２	社会福祉分野及び地域活動の担い手となる人材育成
	①福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策 ②健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化 ③社会に貢献できる人材の育成及び講習会等の開催支援 ④在宅高齢者の食生活支援の担い手養成 ⑤除雪支援の担い手育成 ⑥介護予防リーダーの養成 ⑦認知症サポーターの養成
施策 ３	ボランティア等の社会福祉活動支援
	①ボランティアセンター機能の充実及び各種ボランティアの養成、活動継続に向けた支援 ②ボランティアグループへの情報提供 ③除雪ボランティアへの支援 ④住民向け福祉講座、シンポジウム等の開催 ⑤民間協力者・功労者に対する表彰

基本目標２ 安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり	
施策 １	地域の居場所・活躍の場づくり
	①交流機会づくり ②民生委員児童委員の活動支援 ③自治組織（集落）の活動支援 ④社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進 ⑤老人クラブやサロン、いきいき百歳体操への活動支援 ⑥地域住民等が集う交流拠点の整備 ⑦子どもの遊び場の確保 ⑧シニア男性の社会参加のための企画開発

施策 2	地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり
	①飯豊町社会福祉協議会との関係強化、活動支援
	②介護サービスの質の向上
	③障がいのある方の就労後の支援体制の整備
	④農業と福祉の連携による障がいのある方の社会参加の推進
	⑤高齢者等の住の確保に関する支援
	⑥買い物弱者等への支援
	⑦生活支援サービスの体制整備
	⑧家族介護者等への支援
	⑨冬期間の安全・安心な暮らしを実現するための除雪体制整備
	⑩除雪が困難な世帯に対する支援拡充
	⑪地域活動の活性化と地域、学校、行政による協働した取り組みの推進
	⑫高齢者等の就労に関する支援の拡充

基本目標3 住み続けたいと思える生活環境づくり

施策 1	地域住民に対する相談支援体制の整備
	①健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化
	②民生委員児童委員の適正配置
	③相談実施体制の充実
	④ひとり親家庭の相談・支援充実
	⑤妊娠前の健康管理の相談・支援の充実
	⑥妊娠期からの相談体制の充実
	⑦障がい者の地域生活支援拠点の整備
	⑧在宅医療・介護連携推進事業
	⑨包括的相談支援事業
	⑩地域包括支援センターの機能強化
	⑪アウトリーチ等を通じた継続的支援
	⑫住宅確保等、住まいに関する相談・支援
	⑬終活勧奨及び支援
施策 2	必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立
	①疾病の早期発見、生活習慣病予防
	②住民による食育の推進
	③保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及
	④障がい福祉に関する制度及び障がい者差別解消条例の周知・普及
	⑤障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮の促進
	⑥福祉サービス情報の開示
	⑦デマンド交通システムの充実

	⑧免許返納者及び移動困難者に対する適切な交通サービスの提供 ⑨情報機器の活用促進 ⑩サービス提供の充実 ⑪出産・子育て情報の提供 ⑫生活困窮者自立支援事業 ⑬ひとり親家庭への支援の充実 ⑭子育て支援サービスの推進 ⑮切れ目のない在宅医療と介護サービス提供体制の構築と推進 ⑯認知症初期集中支援推進事業 ⑰罪を犯した人への社会復帰への取り組み ⑱ヘルプマークを活用した障がいのある方等への配慮の促進 ⑲DV等の被害にあった方への対応 ⑳社会を明るくする運動を通じた理解促進と保護司会との連携 ㉑児童発達支援センターとの連携 ㉒ヤングケアラー対策事業 ㉓外国人及び移住者への支援 ㉔困難な問題を抱える女性への支援 ㉕住まいのバリアフリー化等の推進
施策 3	権利擁護や成年後見制度の推進
	①権利擁護の推進 ②成年後見制度の利用のための支援強化及び普及 ③高齢者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備 ④障がい者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備 ⑤児童虐待の防止や対応に向けた体制等の整備 ⑥いじめ、虐待等の被害にあった子ども等へのケア ⑦性的マイノリティに対する理解促進
施策 4	防犯・防災に強いまちづくりの推進
	①安否確認による安心なまちづくり ②緊急時対応による安心なまちづくり ③地域住民等との協働による安心・安全なまちづくり ④薬物乱用防止の推進 ⑤公共施設等のバリアフリー化の推進 ⑥町内バリアフリー化情報の提供 ⑦飯豊町災害ボランティアセンターの設置・運営 ⑧避難行動要支援者支援制度の推進 ⑨災害時協定締結による安心なまちづくり ⑩児童・生徒非行の未然防止に向けた取り組み

基本目標4 支え合い・助け合う関係づくり	
施策 1	保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進 ①生活支援サービスの充実 ②保健・医療・福祉・介護の連携強化 ③身近な福祉総合相談窓口の設置 ④障がいのある方の就労支援の充実及び障がい者雇用の促進 ⑤生活保護制度の適正実施 ⑥自殺対策の推進とゲートキーパーの養成 ⑦在宅医療に伴う日常生活用具の給付 ⑧精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ⑨在宅医療・介護連携の推進 ⑩高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
	見守り・支援体制の充実 ①民生委員児童委員定例会への参加等 ②見守り・助け合いネットワークづくり ③単身高齢者等の見守り支援 ④被保護者の社会的、経済的な自立への強化促進 ⑤生活福祉資金等の各種制度の周知 ⑥地域共生社会の実現に向けた地域づくり ⑦ひきこもり問題に関する相談支援（参加支援） ⑧子どもの貧困対策と子ども食堂事業の推進 ⑨特殊詐欺の被害防止に向けた関係機関と連携した取り組み ⑩外出中に行方不明になる高齢者等に対応する見守り・SOS ネットワークの強化 ⑪障がいのある児童に対する重層的な支援体制の構築 ⑫児童における医療的ニーズへの対応等 ⑬社会福祉法人連絡会活動の推進 ⑭婚活支援 ⑮ I ターン・Uターンの促進 ⑯ゴミ屋敷等への福祉的支援
施策 3	複合化した地域課題を解決するための体制づくり ①共生型サービス制度の普及等 ②要援護者ニーズ把握 ③地域福祉コーディネーターの育成・配置 ④包括的な支援体制整備 ⑤空き家対策の強化 ⑥飼い主とペットを取り巻く問題への対応 ⑦多機関協働による資源開発の仕組み

5

地域福祉推進のために必要な圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、高齢、障がい、児童等関係する各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

本人や家庭を最も小さい範囲とし、生活を営む中で地域には様々な範囲の圏域が考えられますが、当計画においては、5層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していきます。

公 助

公的な機関による支援

(行政、地域包括支援センター、地域支え合い推進員等)

共 助

身近な人間関係や地域の中で住民同士が助け合うこと

(住民組織、民生委員、ボランティア、関係団体、公民館等)

自 助

個人の責任で自分自身が行う

(家族、親族)

第1層 町全域【基本福祉圏】

町全域を対象とした専門的・広域的な相談対応、総合的な支援等。

【中域福祉圏】

我が事・丸ごと
活動拠点圏域

第2層 地区公民館単位

町では地区まちづくりセンターを設置し、生活課題を解決することができる社会資源が存在する。

第3層 大字（中津川除）単位

住民自治組織や地域団体が組織されている。

【小域福祉圏】

福祉型小さな
活動拠点圏域

第4層 集落単位

(部落・地区・自治会)

お互いの顔が見える関係が築かれて
防犯活動が代表的なものとなっている。

第5層 ご近所単位

(隣組・5人組)

家族ぐるみの付き合いもある。
隣組契約も残っている。

専門的・
個別的な支援

「互助」による働き
相互に連携・協働

課題・変化を
早期発見